

- 議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)
- 日程第3「議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、町長の説明を求めます。
- 町 長 議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 町 民 課 長 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部の改正により、附則にあります新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の改正をするものでございます。
- 2枚おめくりいただきまして、一番最後の参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。現行の中段、下線部ですけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症ということで記載されていましたが、特別措置法の一部改正によりまして、この附則第1条の2が削除されました。それによりまして、国民健康保険条例の文書としてそのコロナウイルスに対しての明記をする必要がございましたので、改正することになりました。
- 改正案の中段、下線のところですが、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改正させていただくものでございます。
- 1枚おめくりいただきまして、改正条文の本文、一番下のところ、附則です。この条例は、公布の日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から適用する。

議

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。
長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。